

# 20分でわかる

NPO

## 基礎知識





## 👉 NPO とは？

NPO とは、英語の「NonProfitOrganization」の略語で直訳すると「非営利組織」となります。

一般的には、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体を総称して NPO と言います。

この点が、配当という形で利益を株主に分配する株式会社など、営利組織である企業と異なるところです。

このうち「特定非営利活動法人」（以下「NPO 法人」という。）とは、特定非営利活動促進法（以下「NPO 法」という。）に基づき法人格を取得した法人です。

NPO には、法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

## 👉 なぜ NPO 法ができるのか？

NPO 法ができるまでは、公益の活動のため法人格が必要な場合は、主務官庁に認可されたものだけが、財団法人、社団法人、学校法人、医療法人等の法人格を取得していました。

平成 7 年の阪神淡路大震災の後、ボランティア団体が幅広い活動を始めましたが、任意団体であったため、銀行での口座開設や事務所を借りるなどの契約行為を団体名で行うことができず、代表者に過大な負担が生じていました。

このような不都合を解消し、これらの団体に法人格を取得する道を開くため、議員立法により、平成 10 年 12 月に特定非営利活動促進法が施行されました。

## 👉 ボランティアとの違いは？

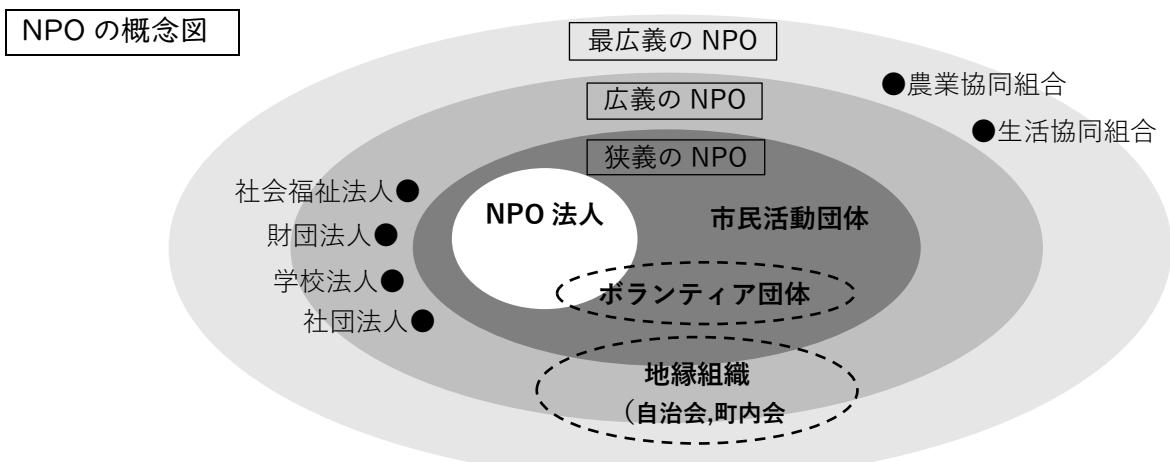
ボランティアは、自発的な意志のもと社会貢献活動を行う個人を指します。

一方、NPO は、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に取り組む非営利の団体のことをいいます。

また、本来の活動の資金に充てるための収益活動も認められています。

## 👉 市民による緩やかな監視を受ける代わりに「行政による監督」は最小限

NPO 法は、情報公開を通じて広く市民の監視下におき、市民による緩やかな監視、あるいはこれに基づく NPO 法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度です。そのため、NPO 法人に対する監督においては、行政の関与が極力抑制されており、所轄庁が、法人に報告や必要な措置を求めたり、設立の認証を取り消すのは、法令や法人の定款に違反する相当な理由がある場合に限定されています。





## ☞ 団体の要件

- 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- 営利を目的としないこと
- 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 1/3 以下であること
- 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
- 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと
- 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- 10 人以上の社員を有すること

## ☞ 役員の要件

- NPO 法人の役員は理事と監事で構成され、理事は 3 人以上、監事は 1 人以上必要です。
- 次のいずれかに該当する者は、役員になることができません。
  - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）に違反したことにより、又は、刑法第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - 暴力団の構成員等
  - 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者
  - 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令（※）で定めるもの
 

（※）内閣府令では、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者と定められています。
- 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれてはいけません。かつ、当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはいけません。

例えば・・・



- ・ A という長男が役員になった場合、A の配偶者の B までは認められるが、さらに A の長男の C が役員になることはできません。  
(配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えてはならない。)
- ・ 役員が 5 人で構成される法人の場合、役員 A の配偶者の B は役員になることはできません。  
(当該役員並びに配偶者若しくは 3 親等以内の親族が役員の 1/3 を超えてはならない。)

## 特定非営利活動の種類

### 次のいずれかに該当する活動であること

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動であること。

法人の活動が特定の受益者のみに対するものであってはいけません。例えば、会員の相互扶助活動は、受益者が特定されるので、その活動だけでは認められません。ただし、従たる活動として行うことまで制限するものではなく、「他の事業」として実施することができます。

### 営利を目的としないものであること

「営利を目的としない」とは、利益を上げてはならないという意味ではなく、収益（利益）を社員に分配してはならないということです。NPO 法人は、「特定非営利活動に係る事業」以外に「他の事業」（法人の目的と直接の関係がない事業）を行うことが、認められています。「他の事業」は、特定非営利活動に支障のない範囲で、かつ、その収益は社員で分配してはならず、すべて特定非営利活動に充てなければいけません。

※「他の事業」が「収益事業」となるわけではなく、「特定非営利活動に係る事業」であっても税法上の収益事業とみなされる場合があります。

#### 「他の事業」の例

河川環境の保全を目的とする NPO 法人が、河川環境の保全を啓発するイベントや研修事業を行いたいが、会費や寄附では、予算が足りないため、環境保全とは関係のないバザーにより収益を上げようとする場合、このバザーを行うことは「他の事業」にあたります。





特定非営利活動法人を設立するためには、設立総会で決定すべき事項を議決し、法律で定められた書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける必要があります。設立の認証後、登記をすることにより法人として成立します。



※申請手続きが円滑に進められるよう、申請前に所轄庁に御相談ください。

※縦覧中に、県民等から情報提供があった場合は事実関係を確認することができます。



## チェック 1

### 所轄庁（設立認証申請書や事業報告書等の提出先）

事務所の所在地によって所轄庁が異なりますので、注意してください。

- |  |                         |
|--|-------------------------|
| ①宮崎市内だけに事務所がある場合 → 宮崎市長                  | ②都城市内だけに事務所がある場合 → 都城市長 |
| ③延岡市内だけに事務所がある場合 → 延岡市長                  | ④日南市内だけに事務所がある場合 → 日南市長 |
| ⑤小林市内だけに事務所がある場合 → 小林市長                  | ⑥日向市内だけに事務所がある場合 → 日向市長 |
| ⑦串間市内だけに事務所がある場合 → 串間市長                  | ⑧西都市内だけに事務所がある場合 → 西都市長 |
| ⑨えびの市内だけに事務所がある場合 → えびの市長                | ⑩高原町内だけに事務所がある場合 → 高原町長 |
| ⑪高鍋町内だけに事務所がある場合 → 高鍋町長                  | ⑫新富町内だけに事務所がある場合 → 新富町長 |
| ⑬川南町内だけに事務所がある場合 → 川南町長                  |                         |
| ⑭宮崎県内だけに事務所がある場合（①～⑬の場合を除く。） → 宮崎県知事     |                         |
| ⑮複数の都道府県に事務所があり、宮崎県内に主たる事務所がある場合 → 宮崎県知事 |                         |



## チェック 2

### 設立の認証申請書類

NPO 法人を設立するためには、次の書類を所轄庁に提出し設立の認証を受ける必要があります。

②、③、⑧、⑩及び⑪の書類は縦覧書類になるため、各 2 部提出してください。

（県以外に提出する場合は、部数が異なることがありますので確認してください。）

- ①設立認証申請書
- ②定款
- ③役員名簿（氏名、住所、報酬の有無を記載）
- ④各役員の就任承諾書及び誓約書の写し
- ⑤各役員の住民票
- ⑥社員のうち 10 人以上の者の名簿（氏名及び住所を記載）
- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと等の確認書
- ⑧設立趣旨書
- ⑨設立総会の議事録の写し
- ⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑪設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

設立の書類が  
そろっているか  
チェックしましょう





法人設立後は、毎事業年度ごとの事業報告のほか、役員の変更、定款の変更、解散、合併等について、所轄庁（宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、高原町、高鍋町、新富町及び川南町）への報告又は申請が必要です。

登記事項に変更が生じた場合は、事務所の所在地を管轄する法務局で、変更の手続きが必要です。



### チェック3

#### 法人設立後の届出書類（登記後、遅延なく）

登記により法人として成立した後、遅滞なく、次の書類を所轄庁に届け出なければいけません。

- ①登記完了届出書
- ②登記事項証明書
- ③成立時の財産目録

※②・③の書類は閲覧書類になるため、各2部（②は原本+写し）提出してください。

※県以外に提出する場合は、部数が異なることがありますので確認してください。

※設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしない場合は、所轄庁が認証を取り消すことができます。



### チェック4

#### 毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出する書類

毎事業年度初めの3か月以内に、次の書類を所轄庁に提出しなければいけません。なお、所轄庁は、これらの書類について、3年以上にわたって提出されない場合は、設立の認証を取り消すことができます。

- ①事業報告書等提出書
- ②事業報告書
- ③活動計算書
- ④貸借対照表
- ⑤財産目録
- ⑥年間役員名簿  
(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに報酬の有無を記載)
- ⑦前事業年度の末における社員のうち10人以上の者の名簿

※②～⑦の書類は閲覧書類になるため、各2部提出してください。県以外に提出する場合は、部数が異なることがありますので確認してください。

※前年度活動をしなかった法人も、提出は必要となります。

※過去5年間に提出を受けた事業報告書等（②～⑦）は、所轄庁において公開され、閲覧又は謄写の対象となります。

※事業報告書等（②～⑦）は、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間NPO法人の事務所に備え置き、社員その他の利害関係人からの請求があれば、正当な理由がある場合を除き閲覧させなければいけません。

※貸借対照表については、毎事業年度、各法人が定款に規定した方法により公告する必要があります。



## チェック5 役員変更等の届出書類

役員の新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所の異動、改姓又は改名があった場合は、遅滞なく、次の書類を所轄庁に届け出なければいけません。

- ①役員の変更等届出書
- ②変更後の役員名簿
- ③就任承諾書及び誓約書の写し（※新任者のみ）
- ④住民票（※新任者のみ）

※②の書類は閲覧書類になるため、2部提出してください。県以外に提出する場合は、部数が異なることがありますので確認してください。

※役員が任期満了とともに再任した場合でも所轄庁への届け出が必要です。

※役員を変更した場合は法務局において登記の変更手続きも必要となります。

なお、定款上の代表権の制限に関する定めは登記事項となっており、登記した場合は代表以外の役員登記は不要です。（登記については法務局にご相談ください。）



## チェック6 定款変更の申請または届出

定款を変更するためには、総会の議決を経なければいけません。

下記(1)～(10)に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です。

下記(1)～(10)に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要ですが、この場合も、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

### ■ 定款変更認証申請書類

- ①定款変更認証申請書
- ②定款の変更を議決した総会議事録の写し
- ③変更後の定款

【事業の追加・変更を伴う場合は次の④・⑤の書類も必要】

- ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑤定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

【所轄庁の変更を伴う場合は次の⑥～⑯の書類も必要】

- ⑥役員名簿（氏名、住所、報酬の有無を記載）

- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと等の確認書
- ⑧前事業年度の事業報告書
- ⑨活動計算書
- ⑩貸借対照表
- ⑪財産目録
- ⑫年間役員名簿  
(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに報酬の有無を記載)
- ⑬前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿
- ⑭設立後⑧～⑬の書類が作成されるまでの間は、それらの書類に代えて、設立時の事業計画書、活動予算書及び財産目録

※③～⑤は縦覧書類、⑥、⑧～⑭は閲覧書類になるため、各 2 部提出してください。

県以外に提出する場合は、部数が異なることがありますので確認してください。

#### ■ 定款変更届出書類

- ①定款変更届出書
- ②定款の変更を議決した総会議事録の写し
- ③変更後の定款

※③の書類は閲覧書類になるため、2 部提出してください。県以外に提出する場合は、部数が異なることがありますので確認してください。



#### チェック 7

#### 定款変更後の提出書類（登記後、遅滞なく）

登記事項に変更があった場合には、2 週間以内に（認証が必要な変更については認証後 2 週間以内に）  
主たる事務所の所在地での登記、3 週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要です。  
また、登記完了後、次の書類を所轄庁に提出する必要があります。

- ①定款変更登記完了提出書
- ②登記事項証明書

※②の書類は閲覧資料になるため、2 部（原本+写し）提出してください。県以外に提出する場合は、部数が異なることがありますので確認してください。



#### 補足

#### 法人の運営は理事の責任、監事がチェック

法人の運営に疑問があったら、監事に相談しましょう。法人の業務又は財産に関し、不正の行為や法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合、総会や所轄庁に報告することは監事の職務とされています。



## ↑ メリット

### ■団体名で契約できる

団体名で事務所を借りたり、銀行口座を持ったりすることができます。そのため、個人と団体の資産を明確に分離できます。契約に伴う責任は、団体の資産の範囲になります。また、車両、事業用不動産といった活動に必要な資産はもとより、山林を取得し自然保護を推進するなど、活動の目的に沿った形で、団体として資産を取得することもできます。

### ■代表者の交代が円滑になる

NPO 法人は、団体が資産を保有できるため、任意団体のように、代表者交代の度に、各種資産の名義変更をする必要がなく、代表者の交代が円滑になります。また、代表者が死亡した場合でも、団体の資産が相続で消滅することなく、そのまま団体に残すことができます。

### ■資金調達のチャンスが広がる

国や各地方公共団体、公的金融機関等の NPO 支援の取り組みが進み、助成金・補助金や事業委託の対象に NPO 法人が加えられることが多くなっています。また、NPO 法人への寄附金に対する税制上の優遇措置（寄附控除の適用）が認められる認定 NPO 法人制度や NPO 支援基金、NPO 法人専用のローンや、手数料のかからない寄附の自動振込など、資金調達の可能性が広がる制度も始まっています。

### ■公共事業に参加しやすくなる

国や地方公共団体で、福祉関係を中心に、NPO への事業委託が増えています。法人格があれば、入札参加の対象になり、指定管理者などを含め、公共事業に参加するチャンスが広がります。事業実施に必要な職員を雇用すれば、ボランティアだけに頼らない組織的な活動ができるようになり、雇用の受け皿として、社会的役割を果たすこともできます。

### ■社会的信用が高まる

法人設立により、権利・義務の主体が明確になるため、取引の信用が高まります。組織内容や活動内容で実績を積み上げ、NPO 法で規定された情報公開を積極的に行うことで、さらに高い信用を得ることができます。

## ↑ デメリット

### ■活動内容に制約がある

NPO 法人の意思決定は、定款で定めたルールにより、総会や理事会での合意が必要になります。このため、任意団体の時のように、思いついたらすぐに行動するといった、機敏な活動ができなくなる恐れがあります。また、宗教活動や政治活動を主たる目的とすることは NPO 法で禁止されており、法人として候補者を推薦したり、選挙活動をしたりすることはできません。

### ■厳正な事務処理が必要

経理は、正規の簿記の原則に基づいて処理を行う必要があります。このため、ある程度の知識を持った経理担当者を置くか、税理士等に経理を代行してもらう必要があります。また、事業所開設に伴い、法人としての各種の届出、手続きも必要です。

### ■税務申告義務がある

法人としての税務申告義務が生じます。税法上の収益事業をしない団体は、法人税の対象ではないため、税務申告や税務署への届出の必要はありませんが、特定非営利活動に係る事業でも、税務署が税法上の収益事業と判断した場合は、法人税の対象となります。また、法人住民税（約 8 万円）は、全ての法人が対象となります。収益事業をしない団体は免除対象になることがあります。詳細は、税務署や県税・総務事務所、市町村の税務担当窓口に相談してください。

### ■設立に時間がかかる

会社法人と比べて、法人設立に時間がかかります。（会社法人は、1 か月程度で設立できます。）また、定款に記載した事業内容を変更する場合は、総会を開いて決議をし、さらに、所轄庁の認証を得る必要があります。設立申請と同様に、縦覧期間の 2 週間経過後、2 か月以内に認証されます。

### ■情報開示が必要

事業報告書や活動計算書などの資料を事務所に備え付け、利害関係人から請求があった場合は閲覧させる必要があります。閲覧資料は、毎年、所轄庁に提出しなければならず、所轄庁においても公開されます。



<b>NPOの基礎知識</b>	1
<b>NPO法人の要件</b>	2
団体の要件	2
役員の要件	2
特定非営利活動法人の種類	3
<b>NPO法人設立の手続</b>	4
<input checked="" type="checkbox"/> 所轄庁	4
<input checked="" type="checkbox"/> 設立の認証申請書類	4
<b>NPO法人設立後の手続</b>	5
<input checked="" type="checkbox"/> 法人設立後の届出書類	5
<input checked="" type="checkbox"/> 毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出する書類	5
<input checked="" type="checkbox"/> 役員変更等の届出書類	6
<input checked="" type="checkbox"/> 定款変更の申請または届出	6
<input checked="" type="checkbox"/> 定款変更後の提出書類	7
<b>NPO法人設立のメリット・デメリット</b>	8

宮崎県生活・協働・男女参画課が配付している「特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き」には、法人の設立認証の申請に必要な書類の記載例や解説のほか、法人設立後の届出等の記載例も掲載されています。

宮崎県NPOポータルサイトからダウンロードすることもできますので、ご活用ください！

NPOの情報が知りたいときは、宮崎県NPOポータルサイトへアクセス！！



Mobile サイトへ  
QRコードに対応している  
携帯電話で画像を読み取り  
Mobileサイトにアクセス  
してください。



Smartphone  
スマートフォン対応



Mobile  
携帯サイト対応

- ◆宮崎県のNPO法人情報
- ◆NPOを対象にした公募情報や新着情報
- ◆出前相談の日程など、情報満載！是非、ご利用ください♪

お問合せ先

宮崎県生活・協働・男女参画課 協働推進担当

電話：0985-26-7048 Fax：0985-20-2221